

第4章 近代日本の鍼灸教育の成立過程に関する考察

- 1 近代医学の制度と教育
- 2 制度的には認められなかった漢方医学と教育
- 3 鍼灸教育の黎明
- 4 鍼術灸術営業取締規則と鍼灸教育
 - 4-1. 鍼術灸術営業取締規則および付属法令指定標準の件について
 - 4-2. 近代における各種学校の沿革と私立鍼灸各種学校の成立
 - 4-3. 近代鍼灸教育の成立過程について
- 5 近代鍼灸教育の実際
 - 5-1. 教育課程について
 - 5-2. 鍼灸教育で用いられていた教科書について

1 近代医学の制度と教育

幕末から明治初期にかけての医学教育は諸藩に置かれた藩校ないしは私塾によって、蘭方または蘭漢折衷で行われていた¹⁾。しかし、1858(安政5)年のコレラの大流行に当時の医学は無力であり、医師の学識や技能が概して低いと考えられた¹⁾。結果的には、医師の資格要件に国家的規制がなかったことが資質の低下をもたらしたと判断され^{1) 2)}、明治政府は近代化政策の一環として学制の制定と医療教育を含む医療制度の確立を早くから重要視し、医制をはじめ医業に関する様々な規則を發布していった^{1) 2)}。1872(明治5)年、学制に伴い、大学東校、大阪医学校、長崎医学校をいち早く設置し、同年文部省に医務課を新設した。医師養成急務に従い、明治12年の医学校数は46校(公立21校、私立25校)になったが、速成教育の内容は不十分な面もあったようだ。

1879(明治12)年の教育令制定を受け、1882(明治15)年、医学校を整理統合して整備拡充を促進するために、医学校通則を制定して、教育内容や教師などといった要件を示し甲種と簡易的な乙種に区分けした³⁾。医学校通則は教育令の基本規程に基いて詳細に定められた医学専門学校制度に関する規程であり、当時の医学校が教育制度や教育内容に置いても教育制度上の専門学校としての本体をなしていた⁴⁾。

1883(明治16)年には医師免許規則、医術開業試験規則がだされ、医師資格や近代医業制度が一応確立されることになり、1886(明治19)年には帝国大学令により、東京帝国大学医学部、京都帝国大学医学部が設置され、いわゆる旧帝大に医学部が順次できていった。さらに、1903(明治36)年には、専門学校令により医学校通則が廃止され、高等学校医学部が専門学校へ格上げされ、大学医学部と医学専門学校の二本立ての医師養成が戦後のGHQ統治下のサムス改革まで続くのであった。

明治維新後の医療制度および鍼灸制度、主な医療制度と教育制度、大学および医学専門学校数の変化を時系列で表1に示した。

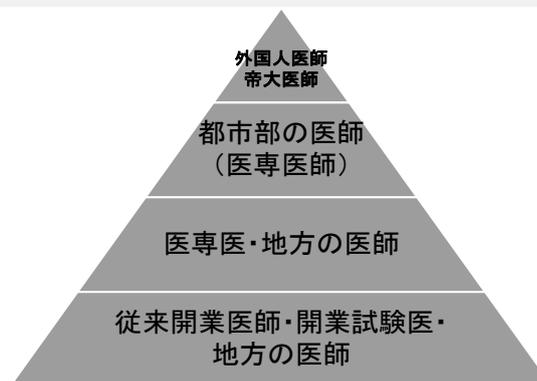
表1

年代	出来事	大学数	専門学校数	備考
1872(M5)	学制の発令	0	0	大学東校、大阪医学校、長崎医学校を設置
1874(M7)	医制の発令	0	1	近代日本医学の始まり
1875(M8)	医術開業試験	0	3	3府に公布
1879(M12)	教育令・医学試験規則	1	47	試験科目に西洋医学科目の明記
1882(M15)	医学校通則	1	39	医学校の整理統合
1883(M16)	医師免許規則・医術開業試験	1	30	医師資格や近代医業制度の確立
1885(M18)	鍼術灸術営業差許方	1	31	
1886(M19)	学校令・帝国大学令	1	25	東京帝国大学医学部・京都帝大医学部の設置
1888(M21)	明治20年勅令四十八号の影響	1	12	財政難のため公立官立医学校の相次ぐ閉鎖
1890(M23)	教育勅語制定	1	11	国家主義教育の体制確立
1895(M28)	1894高等学校令	1	21	
1895(M28)	医師免許規則改正案の否決	1	21	漢方医学の事実上の敗北
1899(M32)	私立学校令制定	2	19	私立学校の統制へ
1903(M36)	専門学校令	2	10	医学校通則廃止、大学・医学専門学校の二本立てが戦後GHQ統治下のサムス改革まで続く
1911(M44)	鍼術灸術営業取締規則	3	11	鍼灸制度に関する全国初法令
1912(T1)	1905私立医学専門学校指定規則	3	13	
1912(T1)	医師法	3	13	開業許可制度から身分法
1926(S1)	医学大学教育振興期	16	4	
1946(S20)	国公立医専の増加	17	46	

菅谷章 日本医療制度史(1978), 厚生省医務局 医制八十年史(1955), 酒井シヅ 日本の医療史 明治の医療制度 医学教育改革及び日本の医療年表(1982), 海後勝雄, 廣岡亮藏編近代教育史(Ⅱ) 市民社会の成熟課程と教育(1979)から筆者が作成

明治期日本の医学教育の矢継ぎ早の法令の制定や環境整備は、維新に伴う明治日本の早急な近代化のための医師養成の急務という至上命令に対する当然の結果であった⁵⁾。学校教育制度との整合性、政治的かつ財政問題等様々な課題が絡み、相当の試行錯誤を経ている側面も忘れてはならない事実である^{6) 7)}。一方、近代教育制度の改革や進展は官民の人材育成が目的であり、結果的に学歴による階層社会を作り出した⁸⁾。医師に関しても、外国人医師や東京大学を頂点にした旧帝大医学部の医師以下、医学専門学校や開業医師といった学歴や養成経路による階層構造ができ、既にヒエラルキーが形成されていた(図1)。猪飼は、「西洋医学を急速に吸収し、普及させるといふ、明治日本が直面した最初の課題への合理的な解答であった」と分析している⁹⁾。

図1 近代医師のヒエラルキー



しかし、近代末期になると、医学専門学校(医専)の簡易的な医師養成システムに課題も出てくる。GHQ サムス准将によれば「国立大学では一流の医師が養成され、医専では二流の医師が養成されていた。一流の医師は都市や首都圏の大病院にとどまり、二流の医師は地方へ供給されることになった。地方の10床未満の病院では、二流の医師が担当する患者であふれていた、ここではお世辞にもよいといえない医療が行われていた」と近代日本の地方の医療状況が報告されていた¹⁰⁾。もちろん、当時の日本の医療は社会と文化、健康状態なども考慮にいれて分析しなければならないし、アメリカの医療が先進的で特に優れていたともいえない。しかし、アメリカで医療制度や教育改革を実践してきた者の(サムス准将)当時の日本の医療に対する印象は良質とは言い難いものであった。

2 制度的には認められなかった漢方医学と教育

明治維新の近代化ともなう制度改進黨に対して、当然、江戸時代から続いてきた漢方医は「既得権」を訴え、その結果制度的には、開業者の権利や現在修業中の書生の一代限りの開業権は認められることになった^{11) 12)}。当時著名な漢方医であった浅田宗白らを中心に1879(明治12)年、東京神田に漢方存続運動の拠点として「温知社」が結成され、1883(明治16)年には同社によって漢方医養成機関である「和漢医学講習所」も設立された¹³⁾。この動きは全国に広がり、温知社結成同年、名古屋の浅井篤太郎らが「愛知博愛社」、翌年、京都の山口容齋らが「賛育社」、さらに翌年、熊本の村井雲台らが「春雨社」などを結成するに至った¹³⁾。1889(明治22)年時点では、医師数約4万人中漢方医が3.2万人いたというので、抵抗勢力としての一定の影響力はあったと思われる。内務省衛生局は漢方医の存続を頑なに拒否し¹⁴⁾、竹山は長与専齊(内務省衛生局長)、石黒忠直(軍医総監)、長谷川泰(済生学舎後の日本医科大学の創立者)らが運動の先陣になり漢方は撲滅されたと

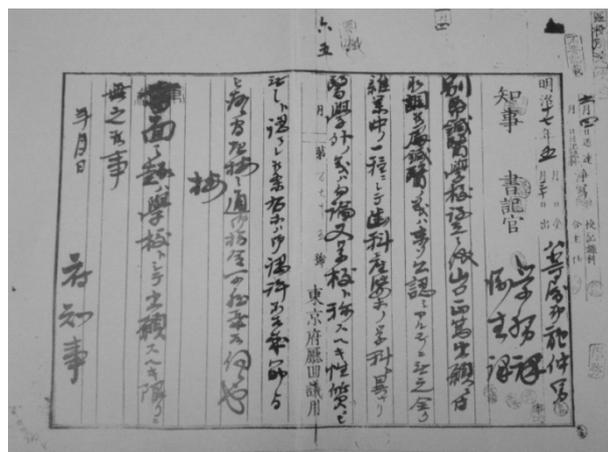
著しているが、長与は「余は四面攻撃の衝に当たり」述懐し、自伝では「全国三万有余の漢方医は皆深く其の家事を崇信し、西洋の書物といへばおしなべて忌み嫌ふこと頑固なる宗教信徒の如し」とも述べていた¹³⁾。

西洋医の急増に対して、漢方医の高齢化と自然減少という決定的な背景があるし、明治社会の変革の勢いを止めることは誰にもできなかった。1887(明治20)年には温知社は解散となり、1895(明治28)年の帝国議会で漢方医存続の請願が盛り込まれた「医師免許規則改正案」は、わずか27票差での否決という現実的な敗北とともに明治時代の漢方は歴史上からは消滅した形になった¹³⁾。長与らは漢方医を作為的に撲滅させた訳ではなく、当時の日本の国益や国民の健康の利益のために行動したのであるし、明治維新(文明開化、富国強兵、欧米化)という時代の潮流の下での国民の選択であったともいえる。

3 鍼灸教育の黎明

近代初期、鍼灸に関して明らかになっている史実は多くはない。漢方消滅という状況下でありながら、1885(明治18)年、内務省達である「鍼術灸術営業差許方」：「鍼灸術営業ノ儀ハ従来開業者並ニ新規開業セントスル者ハ自今出頭セシメ其修業履歴ヲ検シ相当ト認ムルトキハ差許不苦其取締方之儀ハ便宜相設可申此旨相達候事但既ニ営業差許タルモノハ更に出願セシムルニ及ハス」が発令され、鍼灸が各地方長官の免許監察の下で行われる事態は視覚障害者の影響が多少なりともあったと思われる。竹山は「鍼灸医術の存続された理由については、社会史的に見てほかの理由がある。漢方が撲滅されようとしたとき、鍼灸がその巻き添えから免れた最大の理由は、当時、鍼灸家の社会的地位が漢方家よりも低く、医療界に於ける勢力が支配的でなく、微弱であったこと、そして治療術としての価値についても社会認識は高くなく、毒にも薬にもならぬ治療術という程度に思われていた」と鍼灸のニーズすら否定する見解をとっている¹⁵⁾。

東京都の公文書からは、「鍼術灸術営業差許方」の発令と相前後して鍼灸学校設立の申請が行われた事実がわかった。1884(明治17)年、山口正篤出願の鍼医学校に関しては、東京府学務課から、雑業の一つ(筆者下線)で歯科産婆と異なり医学以外の学校と判断され、いわば門前払いという回答をだされていた(写真右)。翌1885(明治18)年にも、泉●(判読不可)元吉の鍼灸専門学校設置および武蔵野勝虎(元検校総代)らの鍼灸術導引音律技芸学校の設立に関して申請されていたが同学務課から差し戻されていたようだ。



1885(明治18)年の内務省達名からもわかるとおり、鍼灸は医術ではなくあくまでも「鍼術灸術」であり、御上から「営業」を許可されるものであった。また、東京府の判断では、歯科や産婆とはことなる雑業の営業であり、学校教育のカテゴリーではなかった。明治政府は1890(明治23)年、教育勅語を制定して教育の国家主義の色合いを強めていき、漢方劣

勢という局面での雑業的な鍼灸学校教育はまだ馴染みにくいものだった。

しかし、鍼灸業界側からの視点で見ると興味深い事実がある。1889(明治22)年、東京府知事男爵高崎五六の勸告という形で、宮内省待醫であった渡瀬正造と岡本元資らが中心になり、東京府下鍼灸営業の組合組織化と資質の向上を図るために「東京鍼灸治會」が発足された。同年2月の浅草での発会式には、高崎五六東京府知事らの祝辞や東京府庁醫務官吏・武昌吉(後の東京府第三課長)の演説や醫科大學解剖生理學者・川崎典民の講演などが催され1500人が出席した¹⁶⁾。

「東京鍼灸治會」の関連では、東京府の武昌吉は1891(明治24)年に発行された河井貞昇著の『鍼科全書』(A蔵書、NDL近代デジタルライブラリー参照、解剖・生理学を中心にした鍼灸に関する指南書である。)の序文を著している。また、岡本元資らは1891(明治24)年に『実用鍼灸学初歩』という講義書を発行していた。これらの文献は「東京鍼灸治會」の講習会を中心にした啓発運動と無縁であるはずはない。

さらに、大阪では1902(明治35)年になると「日本鍼灸師會」が結成され、同年「日本鍼灸雑誌」を発行、第三種郵便認可を得る。同紙では組織について「斯道の中心地たる大阪に本部を設置、各府県、北海道、台湾、朝鮮に支部を置き、本部には教育部、宣伝部、編集部、会計部、庶務部の五大機関を設ける」と宣伝されている¹⁷⁾。

東京では官誘導型で同業者組合が発足され、その後も講演形式の勉強会を通して、資質向上のための自主的な教育が展開された。大阪では同業者主体による組合が組織され、雑誌発行という形で全国的な同業者の連携を模索しながら情報発信活動や誌面上での教育活動が展開されつつあった。これらの活動は記録や報告から検証されつつあるが、このような活動以外にも、個人の発刊した鍼灸に関する文献などからも、私塾形態の個人レベルでの教授活動が行われていたことが窺われる。

4 鍼術灸術営業取締規則と鍼灸教育

4-1. 鍼術灸術営業取締規則および附属法令指定標準の件について

鍼灸に関しては、明治中期に「営業」という行為に対する行政の監督制度が制定されていただけで、教育に関する制度的な保証はなかった。明治末期になって鍼灸に関する全国的な初法令である「鍼術灸術営業取締規則」(取締規則)の制定を迎える。

取締規則制定の目的は大きく二つあり、その一つは視覚障害者の保護であったが¹⁸⁾、それまで各地方で管轄を一任されていた鍼灸術を全国統一の免許鑑札にすることも制定の重要な主旨だった¹⁹⁾。取締規則の附属法令内務省訓令第六百三十一号「按摩術鍼術又ハ灸術学校若クハ同講習所ノ指定標準ノ件」(指定標準)は鍼術灸術免許鑑札試験を無試験指定校とするための諸条件を示したものだが、歴史上、鍼灸教育制度を初めて成文化したという意義は大きいと考える。医学教育においては1882(明治15)年の医学校通則で医学教育のハードソフトの両面が初めて制定されたとするならば、それから約30年後になって鍼灸教育が法的に整備されたのである。

取締規則第1条では、鍼灸術を営業するためには、試験合格証書又は地方長官の指定した学校の卒業証書を添えて住所地の地方長官へ願い出て免許鑑札を受けることとあり、第3条では試験は地方長官が行い、試験科目は以下であり、第4条では4カ年以上鍼灸術を

修業しなければ試験は受けなれないとされていた。

- 1 人体ノ構造及主要器官ノ機能並ニ筋ト神経脈管ノ関係
- 2 身体各部ノ刺鍼法又灸点法並経穴及禁穴
- 3 消毒法大意
- 4 鍼術又ハ灸術ノ実地

指定標準では取締規則第 1 条の指定すべき学校若しくは講習所の要件として、生徒の定員や相当する校舎などの設備、必修学科目として取締規則第 3 条（上記）の科目を教授する旨、4 ヶ年以上の修業年限、教員として医師及び各術の実地専門家を採用すること、生徒の進級若しくは卒業要件などが示されこれらの管理維持が確実でその成績が良好であることが求められた。さらに卒業試験の吏員の立ち会い、要件を失ったら指定を取り消すことなども明記のうえ訓令されていた。

これらの条件をクリアして指定認可を受けるにはハードを整備する経済的な基盤だけではなく、ソフトを整える社会的な信用も必要だったに違いない。盲学校については、指定標準訓令後無試験指定されたものが多かったというが²⁰⁾、当初より篤志家の援助や天皇の下賜という特別な扱いがあったことや取締規則制定の目的を鑑みれば首肯できる。

4-2. 近代における各種学校の沿革と私立鍼灸各種学校の成立

韓と小金井によれば、近代の各種学校の沿革は以下のようなものである^{21) 22)}。

日本の近代教育は 1872 年明治 5 年の「学制」が始まりであるが、「各種学校」の起源はその後の 1879 年明治 12 年の「教育令」である。すでに明治 15 年当時、各種学校は日本に 1219 校あり、これらは皇学、漢学、皇漢学、英学、法学などが中心で、いわゆる江戸時代の漢学塾の延長であった。これらの意義は、「人民の必要性和意志にもとづき、利益を發展させるために自らの教育機関を設立させるという、近代教育の原則にかなったもの」である。各種学校は明治以降近代的学校教育体制が整備されていく過程で、正規の学校体制の中で取り残されたいわゆる「不完備」の学校を包括する教育制度として発足したものであった。その法的な位置づけは正規の学校と比べて曖昧なものであったが、法にあまり拘束されなかったことは、その後各種学校の自由な成長を促す重要な要因の一つである。学校経営面からみると、私立の各種学校の多くは資金が非常に少なく、したがって規模も概して小さかった。1930 年以降は日本の産業構造の変化に伴い各種学校の種別も「実業学校ニ類スル」各種学校が多くなったが、戦前の各種学校は、正規の学校に類似した教育を補完的に提供しながら、職業教育に重点を置く独自の性格を次第に形成していったのである。

この時代、医学として扱われることのなかった鍼灸術だが、これにより生計を立て、社会の要請を感じていたものたちはよりいっそうの拡大を図ろうとしたはずである。特にこのような晴眼者たちが目指したのは、職業教育学校として各種学校の創立であったのは上記のような社会的背景が影響していると考えられる。

本研究では第 3 章の結果から明治末年の 6 校、1942 年昭和 17 年の 20 校が近代における私立鍼灸各種学校のほぼ確実な実在数であり、これが戦後、1949 年昭和 24 年の文部省のデータである 11 校へつながったと言える。これらは一次資料または一次資料に基づく学術的研究文献からの数値であるので信頼性は高いと考える。

4-3. 近代鍼灸教育の成立過程について

明治時代は私塾形式で教授されていたと考えられる晴眼者の鍼灸教育は、明治期末年以降になって、私立各種学校教育体制を維持できる国民のニーズ（＝患者数、施術者数、入学希望者数）が興隆し始め、大正時代の産業構造の変化や国勢、当時の自由闊達な雰囲気に伴い徐々に学校が設立されるようになった。この背景には、当時の医学の学校教育の進展とともに、取締規則の制定には鍼灸の学校教育環境整備を求める国の意図があったこと²³⁾、さらに鍼灸が職業（実業）教育の範疇に含まれるうえに、適度な資本とある程度の体制を整えば比較的簡単に設置認可できる各種学校の特徴も影響していると考えられる。そしてなによりも、鍼灸で患者を治療し、その医学性を固く信じ、後進の鍼灸治療家を育成しようとしていた当時の熱意ある鍼灸師らが鍼灸学校教育の成立へ奔走したということが紛れもない事実であろう。しかし、近代においては鍼灸教育が各種学校教育の分類で統計的な数値として認知されていたとは言い難く、昭和時代になってもわずかに実在が確認できる程度でしかなかった。

さらに、取締規則制定時の内務省技師の野田が個人的意見としながらも、当時の医学教育の状況を引き合いに出し、鍼灸においても教育環境の整った高等教育機関での教育の必要性に加えて、その効能についても医学的に解明されることが望ましいことを付言していた²⁾。鍼灸専門学校ができたのは戦後であるし、鍼灸大学にいたっては野田の発言から65年以上経た1978年になってやっと短大が設置されたのであった。この方向性はすでに1911(明治44)年に示されていたともいえるだろう。

盲学校については1923年大正12年勅令第三百七十五号「盲学校及聾啞学校令」により、北海道および府県に盲学校の設置義務が課され公立移管後はその殆どが無試験指定学校となった。1940年、晴眼者の指定学校は「5校」²⁴⁾であったとされ、そのうち2校は1939年になってやっと指定されている²⁵⁾。指定されるには各種学校認可が必要条件ではないが、晴眼者の指定学校5校のうち判明している3校（関西鍼灸学院、東京高等鍼灸学校、九州鍼灸学校）はすべて指定以前に各種学校認可された学校であったので、各種学校認可は指定を受けるための信用担保的な条件の一つであったと考えられる。当時、国としても全国の鍼灸学校の現状を調査する必要性を示し、これらの学校が相当な教育環境を整備することを求められているという野田の発言からも裏付けられる²³⁾。

以上のことから、戦後から1998年の福岡地裁判決以前に認可された現代の鍼灸専門学校の源流が近代の私立鍼灸各種学校であることが検証できた。大正から第二次大戦前にかけての鍼灸を取り巻く活気に満ちた状況を実証するように²⁶⁾、戦前の1942年の20校まで確実に私立鍼灸各種学校数は増加し、この時期が鍼灸ブームのピークの一時期であり、まさに近代後期は鍼灸教育の黎明期であったといえる。しかし、現代の社団法人東洋療法学校協会のような各種学校の横の連携はなく、当時の晴眼者の鍼灸教育が構造上体系的に行われていた事実はみいだせない。また、近代前期の鍼灸施策は視覚障害者保護的な色合いが強く、後期になって、国民のニーズに伴う晴眼者の台頭や戦争の影響で晴眼者の鍼灸教育へ門戸が徐々に開かれたと考えられる。

盲学校と晴眼者の私立鍼灸学校の成立過程の違いを以下にまとめる (図 2)

盲学校

慈善事業 (篤志家、下賜金) → 私立学校、講習所 → 公立学校移管
 ・ ・ ・ ・ → 現代

私立鍼灸学校

一治療家 → 講習所 (学院) → 認可私立 (各種学校) → 無試験学校の指定 ・ ・ 専門学校?

田邊は明治時代に台頭した治療法から健康法まで含む療術が、百花繚乱になる大正を経て昭和

初期にはピークに至ることを詳細に分析している²⁷⁾。この療術の変遷は当時の医療を取り巻く時代背景が影響されているわけだが、鍼灸に関しても当然同様の背景がある。今回の調査で初めて実在が分かった 1931 (昭和 6) 年に認可された東京鍼灸電療学校のように、鍼灸治療と電気治療を売り物した学校の実在は、当時の療術ブームが無縁ではなかったことが示されていると考える。医学医療の進展とは裏腹に近代の人々の健康感のリアリティと医師との治療現場との乖離が既に始まっており、これが大正デモクラシーや大正生命主義という時代背景とともに鍼灸治療のニーズを盛り上げていったと考える。

戦時下の 1943 年昭和 18 年の文部省次官通達では、各種学校の指導監督を強化することが主旨であったが、「左記各号に該当するものの外、当分の間学校の施設および生徒の定員の増加は之を認めざること」の 2 に「看護婦、助産婦、保健婦、栄養士、鍼灸師等保健衛生関係者の養成を目的とする学校」とあり、特に戦時下の国家総動員の影響からも、鍼灸が当時の国民医療の一端を担っていたという事実が窺われる²⁸⁾。

近代医療は明治維新後の国策によって成立され制度制定・改変を受けながら急進的に展開していった。一方の漢方医学は歴史上からは消滅し、鍼灸は営業許可・取締という形で存続した。視覚障害者以外の鍼灸師はまさに民間主導型で、地道な活動を続け医療制度や教育制度を傍観しながら私立各種学校の創設を行い、制度上の資格無試験指定学校を目指した。さらに、当時の鍼灸界の切実な目標の一つが鍼灸専門学校の成立であったことは鍼灸雑誌の一部からも読みとることができる。

「専門学校の設立」(東京・建安堂滴智生) 1915 (大正 4) 年『日本鍼灸雑誌』141 号

「専門学校の創立を断行すべし」(東京・高橋至誠) 1920 (大正 9) 年『東洋鍼灸雑誌』26 号
 特集「鍼灸試験制度改善案特集」1941 (昭和 16) 年『東邦医学』8 巻 4 号

城一格「将来専門学校程度の国務大臣指定鍼灸医学校を」

代田文誌「もっと高い程度の鍼灸医学専門学校を設立させよ」

特集「鍼灸教育制度改善策」1941 (昭和 16) 年『東邦医学』8 巻 9 号

保寶弥一郎「私立鍼灸学校の現状と其改善策」

しかし、第二次世界対戦により多くの私立鍼灸学校や学校認可を目ざしていた学院などは灰燼と帰した。

図2 近代の私立鍼灸学校教育と盲学校教育の成立過程の比較



5 近代鍼灸教育の実際

5-1. 教育課程について

近代の日本の鍼灸教育のカリキュラムについて、比較的早くから教育体制が整備されていた 1930 年(昭和 5)年の盲学校の事例(帝国盲教育会編『盲教育』誌:A 蔵書)と現代の呉竹学園東京医療専門学校の前身で 1931 年(昭和 6)年に認可された東京高等鍼灸医学校(坂本貢創立)の教育課程(東京都公文書館資料:D 蔵書)、そして比較対照として 1882(明治 15)年の医学校通則制定時の甲種医学校の必修学科を表 2 に提示する。

表 2

盲学校	東京高等鍼灸	甲種医学校
解剖	修身及公民科	物理学
生理・衛生	国語漢文数学	化学
病理	理科	動物学
医事衛生法規	体操	植物学
経穴	ドイツ語	解剖学
鍼術理論	解剖学	生理学
灸術理論	生理学	病理学
マッサージ術理論	病理学	薬物学
鍼術	診断学	内科
灸術	衛生学消毒学	外科
按摩術	孔穴学経穴学	眼科
マッサージ術	鍼治学	産科
臨床応用	灸治学	内外科臨床講義
	温灸学	衛生学
	マッサージ術	裁判医学
	実習	

3 教育過程とも卒業と同時に資格が付与される無試験指定校のものであるので制度上の信頼度は高いと考える。盲学校については、既に近代から帝国盲教育会という盲学校の研究協議会が組織され、過去数年の研究協議を経て 1930 年(昭和 5)年の第 3 回全国盲教育研究大会において決定された「鍼按科教授要目」に基づいている。いわば近代盲学校標準教育課程といえる。修業年限は 4 年、科目は 10 科目で、そのうちわけは、解剖(210 時間)、生理(衛生を含み 210 時間)、病理(概論と各論で 455 時間)が理論科目の大半を占めていた。

東京高等鍼灸医学校は現存する学校の前身であるし戦前には相当な規模を誇っていたので私立鍼灸学校の教育課程の教育内容例として適切であると考えられる。本科 4 年制で普通教科として修身、公民、国語、漢文、数学、体操、ドイツ語が合計 770 時間あり、西洋医学では解剖学(420 時間)、生理学(245 時間)、病理学(175 時間)が中心であった。試験科目でもある経穴については、盲学校 35 時間に比べると、245 時間で時間数のよりウ

ェイトを置いているようだ。

近代の日本鍼灸の教育は、法的根拠であった 1911(明治 44)年の「鍼術灸術営業取締規則」(取締規則)に基づく「鍼術灸術学校若ハ同講習所ノ指定標準ノ件」(以下指定標準)に記載された検定試験科目に相当する解剖生理や消毒法などを中心にした西洋医学的な科目が中心であった。取締規則制定に際して、当時の内務省技師の野田が、鍼灸術の教育ための学校教育環境を整備・充実させることが急務であると助言しており²³⁾、鍼灸教育については指定標準に基づいて推進することが命題であったに違いない。

甲種医学校は即戦力の西洋医師を効率的に育てることが第一の目標であった。よって、医学校通則に基づく教育課程は当時の医師養成のためのミニマムスタンダードだったといえる。よって、近代鍼灸教育課程の西洋医学科目は医学校通則における基礎的な学科に基づいていたと思われる。

それぞれの学校は法制度上の枠が異なる。よって、入学資格による基礎学力が異なるし、教育目的自体が違うので単純な比較はできない。盲学校は視覚障害者の社会自立が主であり、私立鍼灸学校は各種学校であるので実業学校的色合いが濃い。医学専門学校は各種学校に比べて専門性が高いので、これらの違いが教育課程によく現れていると考える。

東京高等鍼灸医学校の教育課程に注目してみると、修身、公民、国語、漢文、数学、体操、ドイツ語といった一般教養科目が、盲学校、甲種医学校とは違い特徴的である。本校は 1940(昭和 15)年 3 月に青年学校令により青年学校に認定されているのだが、その第九条の教授すべき科目に修身と公民があり、青年学校認可を目論んでいた可能性がある²⁹⁾。

その第一条は「青年学校ハ男女青年ニ対シ其ノ心身ヲ鍛錬シ徳性ヲ涵養スルト共ニ職業及實際生活ニ須要ナル知識技能ヲ授ケ以テ国民タルノ資質ヲ向上セシムルヲ目的トス」である。修身や公民を習得させ戦時下の国家に必要な人材を育成し、ドイツ語を通して当時の医学と鍼灸の接点を求め、鍼灸マッサージにより国民の保健医療に貢献することで、青年学校という専門学校とは別の社会的認知を目指した私立学校経営戦略だったのではないかと考える³⁰⁾。私立鍼灸学校の置かれた社会的な状況がここでも窺うことができる。

5-2. 鍼灸教育で用いられていた教科書について

指定標準に基づいた教育課程において、実際に使用されていた教科書が国立国会図書館に蔵書されている。文献検索システム NDL-OPAC により以下の条件で検索した。

検索条件：和図書、所蔵館=全館、出版年=1868～1945、タイトル=鍼灸学 or 鍼灸医学

検索結果データ 75 件であった。このなかから、盲学校で使用されていたものと、本研究で判明した私立鍼灸学校で用いられていたものを表 3 に示し、主な教科書の内容について以下に記す。

表 3

	教科書名	著者名	初版年	鍼灸学校名	再版数	初版発行所	所在地
1	按摩鍼灸学	奥村三策	1902明治35年	東京盲啞学校	18版	誠之堂	東京
2	日本鍼灸学教科書	山本新悟	1913大正2年	関西鍼灸学院	15版	関西鍼灸学院出版部	大阪
3	最新鍼灸医学教科書	山崎良齋	1929昭和4年	明治鍼灸学校	3版	日本医書株式会社	大阪
4	鍼灸医学精義	坂本貢	1933昭和8年	東京高等鍼灸医学校	不明	大倉廣文堂	東京
5	鍼灸医学全書	柳谷 素靈	1935昭和10年	東京鍼灸医学校	不明	半田屋出版部	東京
6	近世鍼灸学教科書	宇和川義瑞	1936昭和11年	九州鍼灸学校	2版	九州鍼灸学校	長崎
7	明解鍼灸医学教科書	坂本貢	1937昭和12年	東京高等鍼灸医学校	不明	東京鍼灸医学校出版部	東京
8	高等鍼灸学教科書	坂本貢	1942昭和17年	東京高等鍼灸医学校	不明	東京鍼灸医学校出版部	東京

①『按摩鍼灸学』：奥村三策 全1巻

第一編 解剖生理・第二編 按摩鍼灸治の手術及び之を用いる病・付録編 経穴

解剖生理編が中心で、第二編は鍼灸学と臨床学である。初版では経穴は付録であって、以降の版で第三編に格上げされた。古典の言及はない。著者で東京盲啞学校（現筑波大学附属視覚特別支援学校）の教師であった奥村三策は全盲者である。東京盲啞学校は当時の全国の盲学校の総本山的な存在であったので、この教科書の影響は大きかったことが考えられる³¹⁾。

②『日本鍼灸学教科書』：山本新悟 全3巻

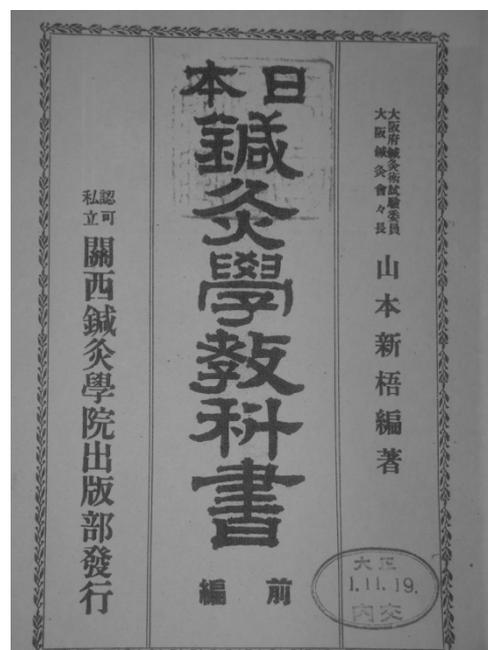
前巻：第一編解剖学・第二編生理学

第三編鍼灸学（含む消毒）

中巻：第一編の続き解剖学・第二編の続き生理学
第三編の続き鍼灸学

後巻：第四編経穴学・第五編病理学

1911年に関西鍼灸学院を創設した山本新悟が1913年に初版発行した。凡例には、特に解剖・生理を詳細にし、図を多くしたことを強調している。特に、鍼灸学では現代の鍼灸学教科書でも引用されている後藤道雄や藤井秀二、駒井一雄などの科学的実験データを引用記載していることも特徴である。



③『最新鍼灸医学教科書』：山崎良齋 全3巻

第一巻：人体解剖学（上下）・生理学

第二巻：経穴学・鍼灸学・病理学各論

第三巻：図譜

山崎良齋が明治鍼灸学校を設立認可されたのが1930年であったが、本教科書の初版は1929年であるので、学校として認可される前から教育現場では使用されていたことになる。

④『鍼灸医学精義』：坂本貢 全3巻

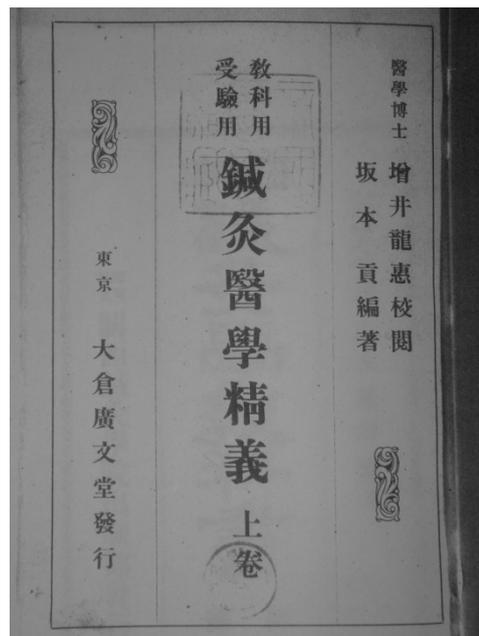
上巻：第一編解剖学・第二編生理学

第三編経穴学・第四編鍼科学・第五編灸科学

中巻：経穴図譜・以下は上巻の同じ第一編から
第五編の続き

下巻：第六編病理学（総論各論）第七編診断学・
第八編微生物学・第九編消毒学

1931年に東京高等鍼灸医学校を設立した坂本貢が
1933年に初版発行したもので、当時の西洋医学が中
心の教科書である。古典への言及はない。その後、⑦
『明解鍼灸医学教科書』⑧『高等鍼灸医学教科書』と
改訂・新訂されている。



⑤『初学より合格まで 鍼灸医学全書』：柳谷素靈 全4巻

第一巻：第一編解剖学各論・第二編生理学編・第三編消毒学編

第二巻：国会図書館にはない。

第三巻：第一編経絡経奇穴編・第二編参考編

第四巻：鍼灸病理学編・第一編病理学総論・第二編同各論

東京鍼灸医学校で当時の教頭柳谷が1935年に初版、第三巻は1940年に初版され、肩書きが拓殖大学漢方国学講師、日本高等鍼灸学院長、覚王山灸院長と変わっている。第四巻は1941年に初版され、序で遅れた理由に言及しているが、第一巻の初版から第四巻の初版まで6年間懸かっている。受験用の教科書であることが述べられているが、第三巻の参考編の第三章の「鍼灸古典の現代医学性」では、一章約6頁を費やして鍼灸臨床における古典の意義や、古典の科学性の可能性について論じられている。

⑥『近世鍼灸学教科書』：宇和川義瑞 全4巻

第一巻：解剖学編上巻（総論 各論）・生理学編上巻

第二巻：解剖学編下巻・生理学編下巻

第三巻：鍼灸学編・消毒学編・経穴学編

第四巻：病理学編（総論 各論）

九州鍼灸学校創立者の宇和川義瑞が1936年（学校設立認可同年）に初版発行しているが、初版は手書き原稿であったが、1939年の第二版では活字化されていた。当時の西洋医学が中心の教科書である。古典への言及はない。

柳谷は戦後になって現東洋鍼灸専門学校を創立するので、奥村を除き、すべての教科書が学校創立者自らが執筆しており、学校設置認可前後に発行されていた。これだけの内容と分量の著作が一昼夜になされるはずはないので、学校認可以前からの地道な積み重ねで発刊されたものであろう。

山本は『日本鍼灸雑誌』の創刊者であり、山崎は『日本鍼灸雑誌』山本に次いで監修することになる。坂本は私立学校経営の戦略に長けており、宇田川は長崎での鍼灸院の経営の展開や鍼灸病院の設立などと、近代においてそれぞれが鍼灸を核にその拡大、啓発のために精力的に画策・活動していた結果の産物であった。

教科書の主な内容は、試験科目、つまり解剖学と生理学、病理学が中心であって、受験科目に相当する鍼灸学も、既に当時報告されていた科学的実験データを引用しており、現行鍼灸教育における「鍼灸理論」の構成に近いものであった。鍼灸は東洋医学に含まれるし、東洋医学は中国古典や古典を原典した日本古典の上に成り立っているのだが、近代の鍼灸教育の教育課程や教科書からは、この分野に時間や勉強に力を入れている様子うかがえない。やはり、近代の西洋化の風潮がここにも現れており、取締規則制定時の野田の発言からも分かる通り、鍼灸についても西洋化が好まれる状況だったのであろう。

当時の鍼灸学校教育は取締規則における免許鑑札試験に合格させるための教育課程が基本であり、入学者も免許鑑札を得ることが最大の目的であったと考えられる。その試験は著しく難関であり、合格率が10%前後であったので^{32) 33)}、鍼灸師をめざすものは当時の鍼灸学校などで受験のための教育を受けざるを得なかったし、学校経営上も理にかなっていたのだろう。奥村三策の『按摩鍼灸学』は明治35年から大正16年に18版を、山本新梧の『日本鍼灸学教科書』は大正2年の初版から26年に渡り15版を重ねていたことは、驚きに値すると同時に近代の鍼灸教育者の熱意と教育へのニーズの高さが現れているともいえる。

もちろん、これら私立鍼灸学校で用いられていた教科書以外にも、学校認可以前の学院や私塾で用いられていた講義書は実在し国会図書館蔵書で閲覧可能である。なかでも、元典医であった東京の岡本愛雄が1901(明治34)年に著したテキストによれば、本書に準じて自宅で鍼灸学の教授活動を行っていたことが述べられている³⁴⁾。

第二次大戦後の1948(昭和23)年4月文部厚生省令第一号「あん摩師、はり師、きゆう師、柔道整復師学校養成施設認定規則」で現代の鍼灸教育課程の大本が示され、戦禍に生き残った私立鍼灸各種学校を含め鍼灸専修学校が新たに設置認可される。それぞれの学校で教科書が必要になるのだが、当然、これら近代教科書がまずは使用・参考・参照された。そしてこの動きが現代鍼灸教育における東洋療法学校協会の統一教科書(写真右)へ繋がるのである。



引用

- 1) 菅谷章. 日本医療制度史. 東京原書房. 改訂増補版. 1978 : 38-58.
 第三章 近代的医師制度の確立と皇漢医の衰退～第四章 近代医学教育の曙 第一節 幕末から明治初期の医学教育より
- 2) 厚生省五十年史編集委員会編. 厚生省五十年史 (記述編). 1988 : 55-61.
 第一節 近代国家の形成と衛生・教育行政 第二項 西洋医術の導入と近代的医療制度の創始より
- 3) 菅谷章. 日本医療制度史. 東京原書房. 改訂増補版. 1978 : 59-60.
 第四章 近代医学教育の曙 第二節 近代的医育制度 2 医学校通則と医学校の整備より
 菅谷によれば、医学校通則によって、医学校は甲乙二種に区分され、両者の入学資格は初等中学校卒業以上の学力を有することは同じであったが、乙種は甲種に比べ修業年限が短く、教育内容も簡易な医学を施す学校であった。さらに、甲種医学校の必修学科は物理学、化学、動物学、植物学、解剖学、生理学、病理学、薬物学、内科、外科、眼科、産科、内外科臨床講義および衛生学・裁判医学などで、修業年限は4年、教師中少なくとも医学士が三名以上おかねばならぬ。医術開業免許の無試験指定をうけるので、地方の医学校は規模・内容・設備について改善が推進され、この通則を機に医学教育は大いに勃興した。
- 4) 文部科学省ホームページ. 学制百年史. 第一編 代教育制度の創始と拡充 第一章 近代教育制度の創始 (明治五年～明治十八年) 第四節 高等教育 三 専門学校の創設より
 「数の上でも、教育程度においても、専門学校の本体をなしていたのは医学専門学校であった」と表現されている。
- 5) 天野郁夫. 高等教育の日本的構造. 玉川大学出版部. 初版. 1986 : 182.
 明治初期の日本においては：「最重要の政策課題である早急な近代化 (富国強兵・文明開化) の推進に戦略的な重要性をもつ人材の、優先的な育成・供給をはかるとすれば諸資源の傾斜的な配分・投入が最も効率的な選択であることは明らかである。」
- 6) 酒井シヅ. 日本の医療史. 東京書籍. 初版. 1982 : 430.
 近代の医療、明治の医療制度、医学教育の改革、医学校の変遷では、医学校通則における甲種医学校の認定には財政的な壁があることが明示されている。「甲種医学校の資格を得るには大きな負担を強いられた。例えば医学士を三名以上雇用することも、当時の医学士の月給が二〇〇円 (一般事務職は二〇円前後) を超えたことから莫大な経費となった。」さらには西南戦争後の地方財政の悪化も医学校経営に少なからず影響していたことにも触れられている。
- 7) 菅谷章. 日本医療制度史. 東京原書房. 改訂増補版. 1978 : 59-60.
 第四章 近代医学教育の曙 第二節 近代的医育制度 2 医学校通則と医学校の整備より
 明治二十年の勅令第四十八号「府県立学校ノ費用ハ明治二十一年度以降地方税ヲ以テ之ヲ支弁スルコトヲ得ズ」の翌年以降財政難で医学校数は激減した。
- 8) 原純輔. 教育と階層・不平等 (社会階層と不平等. 放送大学教材). 初版. 東京. 放送 大学教育振興会. 2008 : 98-118. 「学歴」を基準にした社会階層の創出
 戦前の教育制度は幾多の変遷を遂げてきたが、官民を問わず近代セクターの職員となる

人材を担ってきたのは、中等教育では旧制実業学校、高等教育では旧制専門学校と旧制大学である。祖に在学者数の変遷、1899年「実業学校令」1903年「専門学校令」と1918年「大学令」1920年「実業学校令改正」といった関係する法令に成立の影響を反映、そもそもこれらの法令は職員層に属する人材への需要の高まりに対応したと考えてよい。

- 9) 猪飼周平. 明治期日本における開業集団の成立. 大原社会問題研究所雑誌 511. 2001: 31-5.
- 10) C.F. サムス著 竹前栄治訳. GHQ サムス准将の改革. (戦後日本の医療福祉政策の原点). 桐書房. 初版. 2007: 198-9. 8章「医療制度・医学教育の改革」より
- 11) 厚生省医務局編. 医制百年史(付録) 1976: 44-47.
衛生統計からみた医制百年の歩み 五 医療関係者、医療施設より
- 12) 厚生省五十年史編集委員会編. 厚生省五十年史(記述編). 1988: 55-61.
第一節 近代国家の形成と衛生・教育行政 第二項 西洋医術の導入と近代的医療制度の創始より
- 13) 竹山晋一郎. 漢方医術復興の理論. 初版第三刷. 東京. 積文堂. 1995: 36-114
- 14) 厚生省五十年史編集委員会編. 厚生省五十年史(記述編). 1988: 55-61.
第一節 近代国家の形成と衛生・教育行政 第二項 西洋医術の導入と近代的医療制度の創始より、「～しかし内務省衛生局は、皇漢医の開業については経過措置として融和的に容認したものの、漢方による医師の資格制度の創設については常に強硬に否定した」
- 15) 竹山晋一郎. 漢方医術復興の理論. 初版. 東京. 積文堂. 1995: 206-08.
- 16) 東京鍼灸治會發會式祝詞演説 (NDL 蔵書).
編輯人: 茨城縣士族 岡本元資 発行人縣印刷人: 鹿児島県士族 渡瀬正造 明治廿二年(1879)十月印刷、発行 編集発行をみると、主催者の自費出版だとわかるが、NDLの保存と公開がなかったら歴史上存在していない出来事であったかもしれない。
南谷は「東京鍼灸治會發會」は、会員鍼灸開業者を対象に、東京15区6郡部、20カ所の講習会場で、解剖生 理學者・川崎典民ら西洋医学の權威者を招き研修を実施した。講習は解剖、生理、病理學、消毒法、衛生 管理などがカリキュラムにあり、会員受講者は、明治22年7月～明治23年4月までのわずか10カ月間に実に3000人にふくれあがり、この活動は全国の鍼灸術師に影響を与えてゆくことになった。と述べている。
- 17) 本誌の使命. 日本鍼灸雑誌第二百七十三号第二十六年一月号. 日本鍼灸師會發行.
昭和2年1月10日: 表紙.
- 18) 東洋療法学校協會編. 関係法規. 第6版. 東京. 医歯薬出版株式会社. 2003: 2-3.
- 19) 上地栄. 昭和鍼灸の歳月. 初版. 東京. 積文堂. 1985: 52
- 20) 藤井亮輔. 盲学校における職業教育の変遷と課題. 日本ライトハウス21世紀研究会編.
わが国の障害者福祉とヘレンケラー. 初版. 東京. 教育出版株式会社. 2002: 258-66.
- 21) 韓民. 現代日本の専門学校—高等職業教育の意義と課題. 初版. 東京.
玉川大学出版部. 1996: 11-48.
- 22) 小金井義. 各種学校の歴史①. 各種学校育(全国各種学校総連合会機関誌) 第1号.
1964: 51-60.

23) 野田忠廣. 規則發布に付て. 三交第 10 号. 1912:2-9.

(森秀太郎監修 東洋医学雑誌復刻叢書 9 オリエン特出版社 2005:10-17.)

24) 山本新梧. 指定学校の重大使命. 東洋鍼灸雑誌. 1940;268 号(昭和 15 年 5 月):1

25) 日本鍼灸雑誌. 情報. 日本鍼灸雑誌. 1939;409 号(昭和 14):21-3.

26) 米山博久. 現代日本の鍼灸の動向. 医道の日本別冊 現代日本の鍼灸. 1979 年版.

神奈川. 医道の日本社. 1979:9-27.

この中で米山は「国粹的思潮、古典復興の風潮、医師不足、国民体力の増強等の諸条件が糾合されて、鍼灸の黄金時代であった。国力消耗が激しくなるのと逆比例して、鍼灸医療は高く評価され、大いに威勢を張った時代である」と当時の鍼灸の状況を表現している。

27) 田邊信太郎, 島菌進, 弓山達也. 癒しを生きた人々—近代知のオルタナティブ—.

専修大学出版局. 第 1 版第 2 刷. 2001:13-31.

田邊は本書「オルタナティブな癒しの展開」のなかで明治期の代替療法の萌芽から百花繚乱となる大正期を経てピークに至る昭和初期までを療術の実際を提示しながら述べている。

28) 文部省調査局調査課編. 各種学校の沿革と現状. 初版. 東京. 文部省調査局調査課.

1953:1-52.

29) 文部科学省ホームページ. 青年学校令の第一条、第五条、第九条を記す.

http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/hpbz198102/hpbz198102_2_136.html

青年学校令 (昭和十年四月一日勅令第四十一号)

第一条 青年学校ハ男女青年ニ対シ其ノ心身ヲ鍛錬シ徳性ヲ涵養スルト共ニ職業及實際生活ニ須要ナル知識技能ヲ授ケ以テ国民タルノ資質ヲ向上セシムルヲ目的トス

第五条 青年学校ノ設置廃止ハ道府県立ノ学校ニ在リテハ文部大臣、其ノ他ノ学校ニ在リテハ地方長官ノ認可ヲ受クベシ

第九条 普通科ノ教授及訓練科目ハ男子ニ在リテハ修身及公民科、普通学科、職業科並ニ体操科トシ女子ニ在リテハ修身及公民科、普通学科、職業科、家事及裁縫科並ニ体操科トス

30) 呉竹学園 (東京医療専門学校) ホームページ.

http://www.kuretake.ac.jp/t_therapeutic/intro_history.html より、青年学校認可について。(1939 年無試験開業指定校へ昇格) 昭和 14 年 4 月、無試験開業の指定校となり、15 年 3 月には青年学校令により青年学校に認定、16 年 4 月にはマッサージ科でも無試験開業の指定校と認定され、晴眼者、健常者を養成する初の全国無試験開業指定校として名実共に備わった私立学校となった。

31) 松井繁. 近代鍼灸教育の父 奥村三策の生涯. 初版. 大阪. 森ノ宮医療学園出版部.

2004. 本書は奥村の偉業に詳しい。

32) 山崎良齋. 受験者を指導せよ. 日本鍼灸雑誌. 第 269 号 (第 25 年 9 月号) 1926:275.

33) 創立六十周年記念事業実行委員会. 六十年のあゆみ. 初版. 東京. 東京医療専門学校.

1985:27-34.

34) 岡本愛雄. 実用鍼灸学初歩. 初版. 東京. 半田屋医籍商店. 1901:1.